

夷千島王遐叉の朝鮮遣使をめぐる(二)

長 節 子

(一九九五年一月二〇日受理)

目次

はじめに

- 一 史料からみた夷千島王の朝鮮遣使
- 二 夷千島王の朝鮮遣使に関する従来の研究
- 三 日本国王使との関係
- 四 西日本海航路と昆布および北方情報の入手(以上第一号)
- 五 「南閩浮州東海路夷千島王遐叉」の「東海路」および「野老浦」の表記法(以下本号)
 - (一) 「南閩浮州東海路夷千島王」の「東海路」について
 - (二) 「野老浦」の表記法
- 六 夷千島王使の派遣者
- 七 夷千島と野老浦との地理的關係記事の解釈
おわりに

五 「南閩浮州東海路夷千島王遐叉」の「東海路」および「野老浦」の表記法

「夷千島王遐叉」なる者が、一四八二年、朝鮮へ使節を派遣し、大蔵経を求請したことがあり、この使節を実際に派遣した者を誰と考えるかについて、従来、諸説があった。十三湊ついで道南に本拠を置いて幅広い交易活動をおこなっていた安東(安藤)氏とする説が、最も有力であるが、前号(『九州産業大学国際文化学部紀要第一号』一九九四年十二月)では、まず安東(安藤)氏以外の諸説について検討し、いずれも成り立たないことを明らかにした。ついで、安東(安藤)氏説の検討に入るとともに、それ以外の者が使節派遣者である可能性についてもさぐり、博多や対馬方面の者が、使節派遣者である可能性も十分あることを述べたのであるが、本節でとりあげる次の諸点は、使節派遣者を、安東(安藤)氏とするよりは、むしろ朝鮮との通交になれて、朝鮮事情に精通している九州方面の者と考えるのが妥当であることを示している。

(一) 「南閩浮州東海路夷千島王」の「東海路」について

書契に記された遐叉の肩書「南閩浮州東海路夷千島王」の「東海路」は、その下の夷千島にかかって夷千島の所在地を表したものと考えられる。

ところで当時の日本の朝鮮通交者の書契における居住地、職名、姓名などの書き方は、普通「日本国肥前州松浦志佐一岐太守源義」(『成宗実録』十一年十月己未(十三日)条)のごとくであるが、州名の上に「西海道」「西海路」「閩西路」などを冠した事例もかなり多く見られる^①。これらの地域名称を用いているのは、この頃の朝鮮通交者のほとんどが九州の住人であることもあって、大部分が九州の人である。「西海道」は九州の行政区画上の呼称であり、「西海路」の称もそれに由来すると考えられるが、周防の大内教之が「西海道」や「西海路」を用いていることからみて、これらの称は必ずしも厳密な意味で用いられていたわけではないようである。「西海道」「西海路」「閩西路」いずれも居住地ないしは支配領域が日本の西部、西辺に位置することを表示しようとしたものであろう。

さて、夷千島王の書契では、夷千島は日本の東にあると強調している。日本の東に位置付けた夷千島に「東海路」を付したのは、日本の西辺に位置する九州方面を「西海路」とするのに対応させたものと考えられ、この書契を作成した者は、九州方面の朝鮮通交者が「西海路」の称を使っていることを知っている者にちがいない。それは当の九州の居住者が朝鮮通交の関門である対馬(日本からのすべての朝鮮通交者に対馬島主が渡航証明書として文引を発行)の者であろう。

なお、海保嶺夫氏は、遐叉の肩書に「東海路」とあることを根拠にして、この使節の派遣者を下国安東氏に比定しているので、そのようなこ

とが言えるのか、一応検討しておく必要がある。

海保氏は、「東海路」は「蝦夷ガ千島」のなかの「東海路」の支配者といった意味を持っていると思われるとした上で、「夷千島王」に冠せられた「東海路」の意味は、下国安東氏の嫡流が称した「東海將軍」を指したものと解して、遐叉に下国安東氏嫡流を比定する根拠とした。そして具体的には、当時の下国安東氏の当主政季であるとするのである。さらに海保氏は、実際に蝦夷地の一部をさして、「東海路」という言い方があるとして、十八世紀において「東海路」の語が使われている史料をあげ、それは渡島半島の津軽海峡沿岸部・東蝦夷地を示す言葉であるとしている。「海保 一九八四」。

しかし、下国安東氏の嫡流が「東海將軍」と称したということは、「秋田家系図」に記すだけで、それも安東政季の孫に当る天文三年(一五三四)に没したという尋季についてだけである。^②「秋田家系図」(一六五八年成立)は、下国安東氏の最後で秋田氏初代の藩主であった秋田実季が、寛永七年(一六三〇)に改易され、伊勢朝熊に蟄居中に編纂した系図である。実季は、子息俊季が幕府へ提出した孝元天皇を始祖とする系図は、「末世末代之瑕瑾」であり、それに代わって「朝敵安日王」の末であることに誇りを持ち、常に異端を歩んだ祖先を記録することを目的に、各地より資料を取り寄せ、並々ならぬ執念を持って「秋田家系図」を編纂したという^③ことで、資料的制約やその動機から見ても、問題も多いと思われる。遠藤巖氏は、この系図について、十四世紀以前の系譜関係は大半が再検討を要するし、十六世紀記事でも必ずしも万全ではないと言っている。「遠藤 一九九一」。このような系図に記されているだけだとすれば、安東尋季なる人物が、本当に「東海將軍」と称したのか疑問がないわけではない。そしてたとえ尋季が「東海將軍」と言ったことは事実だと仮

定しても、夷千島王遐叉の書契が作られた当時の安東氏の当主であったという政季が、「東海將軍」と称したかどうかは不明である。

また、海保氏は、十八世紀において「東海路」という語が、渡島半島の津軽海峡沿岸部・東蝦夷地を示す言葉として用いられているとするが、海保氏が典拠としている史料の記述から見ても、東蝦夷地（北海道の東南側約半分）までを含むとすることは出来ず、渡島半島の津軽海峡沿岸部を指していただけである。^④ただ、「東海路」の範囲が海保氏の言うほど広くないとしても、十八世紀に北海道において「東海路」という地域名称が用いられていたことは、確かである。しかし、「東海路」という言葉が十八世紀に蝦夷地の一部を指して用いられていても、夷千島王書契が書かれた十五世紀まで遡って使われていたかどうかは不明である。たとえその時代にも「東海路」という呼称があったと仮定しても、海保氏の言うごとく、夷千島のなかの東海路を表わしたものとすれば、夷千島王書契における東海路と夷千島との表記の順は逆で、「南閩浮州夷千島東海路」とあって然るべきであろう。

海保氏のごとく、遐叉の肩書きの「東海路」を抛り所にして、遐叉を安東氏の政季に結びつけることは、無理である。

(二) 「野老浦」の表記法

夷千島王の書契に記す「野老浦」は何をあらわしたものであろうか。

海保嶺夫氏は、「野老浦」とは、「釜山浦」などと同様に、「野老の浦」の意味であり、「野老」は音の類似から沿海州地方の部族「挹婁」の当て字として用いられたと推測し、村井氏もこの説を支持し、沿海州方面と思われる「野老浦」は、中国東北方の夷狄として古くから日本人に知られていた「肅慎・挹婁」の「挹婁」に比定するのが妥当であるとしている

る「海保 一九八四」「村井 一九八七」。しかし、書契での用法によれば、「朕国雖卑拙、西裔接貴国、謂之野老浦、雖蒙聖恩、動致返逆」とあって、「野老浦」は地域名称であると同時に、「聖恩を蒙ると雖もややもすれば返逆を致す」という部分の主語ともなっていて、その地の住民をもあらわしている成語であるから、「野老」だけを分離して取り出すことはできない。「野老浦」という一まとまりの成語として扱うべきである。

書契にいう朝鮮王の恩恵を蒙っているにもかかわらず、ややもすれば反逆的な行為をしているというのは朝鮮に内属する女真人（朝鮮で俗に野人と呼ぶ）の動向を述べたものと解されるが、夷千島の西辺が野老浦で朝鮮と接している（「接する」の語は、海をはさんで相対する位置にあるという意味と解されるが、その点は第七節で説明する）とも言っているので、「野老浦」とは、野人のなかでも豆満江流域から間島地方（中国吉林省東部）に居住したオランカイを指したものと考えられる。^⑤高橋公明氏は野人とかオランカイと称される女真人としている「高橋 一九九二」。

『龍飛御天歌』（一四四五年成立）第一卷第四章に、「我国之俗、通称幹東等処兀良哈^{오랑캐}、兀狄哈^{우디거}、及女真諸種、為野人」とあるように、オランカイの漢字表記は通常、「兀良哈」であり、その発音は^⑥오랑캐 oran-kai（ハンガルのローマ字転写は河野式による）であった。ただし「兀良哈」という表記は、もともと朝鮮での当て字であるから、ほかにもオランカイを「兀郎哈」「吾良哈」「吾郎哈」と表記している（『朝鮮王朝実録』など）。そこで夷千島王の書契を作成した日本人は、耳で聞いてオランカイの語は知っていても、朝鮮でそれをどのような漢字で表記しているかがわからなかったため、朝鮮の読み方で近い音になるような漢字を当て、かつその俗称である「野人」からも一字を取って、

「野老浦」としたのではないかと思われる。比叡山本『訓蒙字会』(一五二七年成立)によれば、野の音は ㅁ ya、老の音は ㅁ ro で、浦の音は ㅁ po、国訓は 개 kai である。野と老を音で、浦は音でなく訓で発音すれば、「野老浦」は「ヤロカイ」となる。

浦を朝鮮でカイと言うことは、三浦の一つ釜山浦が、フサンカイと呼ばれていたことなどによって、朝鮮へ往来していた日本人にある程度知られていたと思われる。朝鮮で釜山浦をフサンカイと言っていたことは第三節であげた「大蔵請来二合船残録」に「フサンカキニテ云々」とあることでわかる。ただ、これを記した円成寺の僧が、フサンカキのカキが浦を指すと理解していたかどうかまではわからないが、対馬では浦||カイと明確にとらえて使っている。それは、対馬の文書に宝徳三年(一四五二)正月十一日付で、朝鮮三浦の恒居倭(対馬から移住した居留民)に、三根(対馬上県郡峰町)の権現社壇造営の為の勸進を呼びかけるものが二通あるが、一通には「高麗三うら、こもかい・ふさん浦・うるしゃう」とし、他の一通では「高麗こもかい・ふさんかい・うるしゃう」としていること^⑨によって知られる。なお「こもかい」は、「熊浦」の訓読み(공개 kom-kai。공 kom は熊の国訓^⑩)の訛ったものである(正式名称は齋浦であるが、熊川邑の管轄下にあるところから「熊浦」とも称された)。

このように、少なくとも対馬の人々は、浦を朝鮮語でカイと言うことを知っていた。書契作成者は、野老浦(ヤロカイ)でオランカイを表そうとし、これを見た朝鮮側も「野人」の「野」があること、オランカイにかなり似た発音になることからすぐそれとわかったと思われる^⑪。なおオランカイのほかにも朝鮮に内属していた女真の部族に兀狄哈 우디가 푸디가(ウディゴ)と幹都里 요도리 오도리(オドリ)があったが、ウ

ディゴ・オドリと野老浦との間には発音上の類似点は見いだせない^⑫。

このように「野老浦」の表記が、朝鮮での女真人の俗称(野人)や、朝鮮語の音や訓を用いて行なわれているとすれば、この使節派遣者は日本列島北部の者ではありえない。たとえオランカイと交流があったとしても、それだけでは得られない知識だからである。このようなことは、朝鮮語に通じた者でなければ出来ないことであるが、当時の日朝関係の中で、それが一番よくできたのは、朝鮮への渡航頻度が、日本の他の地域に比べて圧倒的に高い対馬の人々であろう。

野老浦は朝鮮王の恩恵を蒙りながら反逆的であるという点は、従来言われるごとく北方交易の際に当の野老浦から得た知識とせずとも、朝鮮から倭人・野人と対比して扱われる日本の朝鮮通交者(大部分が対馬を主とする北部九州の者)が朝鮮側から容易に知り得る情報であった。在京の倭人・野人が、共に正月や宮中の儀式に招かれ、参列したことを記す実録の記事は、枚挙にいとまがない程である。時には互いに席次を争うこともあり、上京した倭人使節等が、野人は朝鮮とどのような関係にあるのか、折に触れて知る機会は、少なくなかった。

その一例を挙げよう。世祖王の六年(一四六〇)正月、野人の一部族である兀良哈(オランカイ)の阿比車なる者が、咸吉道会寧(咸鏡北道会寧市)に入寇し、それは近辺にも広がって、かなりの規模の騒乱に発展した^⑬。朝鮮側は武力で鎮圧するとともに帰順を呼びかけ、投降した有力者には上京を許した^⑭。四月庚午(二十四日)、王は慕華館に幸して射を観たが、そこに投降した兀良哈および在京中の、やはり野人の兀狄哈(ウディゴ)と倭人使節も招かれていた。王は宴席を設けて、兀良哈・兀狄哈・倭人使節を召したが、兀良哈に、なぜ入寇したかを問い、阿比車の言に従ったと答えたのに対して、予(世祖王)は兀良哈を撫恤するこ

と既に久しく、汝等の帰順することもまた久しかったのに、なぜ一朝、浮言を信じてにわかには叛したかと詰責し、今回は過ちを改めて帰順したので赦すが、今後、もしまた作賊すれば殲滅する、と厳しく諭した。そして兀狄哈に対しては、汝等は誠心帰順しているので、兀良哈と同座すべきではないと別座を賜い、もって優待の意を示した。また倭人と兀狄哈には、王に酒を進めさせた^④。朝鮮に反逆する罪を犯した兀良哈には、帰順したとはいえ、王への進酒が許されなかったのである。

このときの兀良哈と世祖王との問答は、女真学訳官を通じて行なわれたであろうから、同席した倭人使節が直接聞き取ることはできなかったと思われるが、倭人に付き添っている倭学訳官から、問答の大体の内容は知らされたであろう。特に兀狄哈にだけ席が別に設けられたというのは、特別のことであるから、倭人使節にも朝鮮側からその説明があったのではないかと想像される。もし、説明されなかったとすれば、席次は使節にとって重大な関心事であるから、倭人の方から尋ねたことであろう。

このような事例を通じて、オランカイをはじめとする野人は、朝鮮王の恩恵を蒙りながら反逆的であるという知識は、朝鮮への渡航頻度の高い対馬や北部九州の朝鮮通交者達にとっては、むしろ常識となっていたものと考えられる。

注

① 西海道

○西海道防州山口居住大内進亮多多良朝臣教之(『世祖実録』十年八月甲申〔三日〕条)。

○西海道筑前対馬二州守護代官三郎宗茂家(『成宗実録』十年六月丙申〔十日〕条)。

一日〕条)。

○西海道肥後州八代太守教信(『成宗実録』十一年九月戊子〔十一日〕条)。

○西海道対馬州関処守秦盛幸(『成宗実録』十一年十月甲子〔十八日〕条)。

西海路

○西海路周防州住大内進亮多多良朝臣教之(『世祖実録』十二年八月丁未〔八日〕条)。

○西海路上松浦一岐州藤氏妻理清(『成宗実録』九年正月壬申〔九日〕条)。

○西海路豊後州日田郡守親常(『成宗実録』九年二月甲寅〔二十一日〕条)。

○西海路筑前州博多城冷泉津藤氏母(『成宗実録』十二年三月丙子〔二日〕条)。

○西海路筑前州博多城冷泉津藤氏母(『成宗実録』十二年三月丙子〔二日〕条)。

西海路

西海路

○西海路安芸州小早川美作守持平(『世祖実録』九年七月壬辰〔五日〕条)。

○西海路九州都元帥源教直(『成宗実録』十一年五月戊戌〔十九日〕条)。

○西海路筑豊肥三州掾太守大宰府都督司馬小卿藤原政尚(『成宗実録』十一年六月甲寅〔五日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

○西海路肥後州守菊地藤原為幸(『成宗実録』十一年十月癸丑〔七日〕条)。

(B) 「西海路に蠣崎氏あり。(略)東海路には下国氏箱館に居して、両雄相張て戦争止む時なし」(『北海随筆』 傍点前同)。

(A) の史料を海保氏は、羽原又吉著『支那輸日本昆布業資本主義史』所載のものから引用しているが、実はこの前に「宇賀昆布 貞云、蝦夷随筆曰、」とあって、その後(A)の記事があり、それに続けて「四五十里の間、昆布の場所あり」とあるもので、(A)以下は『蝦夷随筆』(板倉源次郎著、宝暦五年・一七五五年)に記すものである。(B)の『北海随筆』(元文四年・一七三五年)の著者も『蝦夷随筆』の著者と同じ板倉源次郎で、両書の著者は同一人である。

海保氏はこの二史料によって、東海路の範囲を渡島半島の津軽海峡沿岸部・東蝦夷地としているが、渡島半島の津軽海峡沿岸部は良いとして、東蝦夷地(北海道島の東南側約半分。「海保 一九九〇」の二八三頁所載地図「近世の蝦夷地」参照)とするのは拡大解釈であろう。海保氏が東海路に東蝦夷地まで含めたのは、(A)史料に「東海路箱館の外海より蝦夷地へかけ」とあるのを、東海路は箱館から蝦夷地へかけて存在すると解釈したのかも知れないが(それにしても、東蝦夷地とする根拠はない)、これに続く海保氏が引用しなかった部分を見れば、宇賀昆布が東海路の箱館から蝦夷地へかけての四五十里の海でとれると言っているのである。ここで言う蝦夷地は、和人地ではないアイヌ民族の居住地という意味で、渡島半島の太平洋側(内浦湾沿岸)を指したものであろう。

つまり『蝦夷随筆』の記事は、宇賀昆布が東海路の箱館からアイヌ民族の居住地である渡島半島の東側を北上する四五十里の範囲の海岸で産すると言っているのであって、この記事から、東海路が東蝦夷地をも指しているという事は、出来ないものである。なお、海保氏は、他でも「近世では東蝦夷地をさして『東海路』の表現がある」としている「海保 一九八七」一九八頁。(B)史料の「西海路」「東海路」の用法からみても、渡島半島の日本海側が「西海路」で、津軽海峡側が「東海路」であることは、明らかである。

こうしてみると、十八世紀、板倉源次郎の時代の「東海路」は、渡島半島の津軽海峡沿岸部を指していただけである。

なお、(B)史料は、蠣崎氏(後の松前氏)が、この地域に支配を確立する以前の様子を述べているが、東海路・西海路という呼称が、その頃からあったと解する必要はなく、『北海随筆』が書かれた当時における呼び方であろう。

⑤ 当時のオランカイの居住地については、李弘植編『韓国 国史大辞典』(韓国知文閣、一九六二年)「兀良哈」の項、参照。

⑥ 河野式とは、国語学会編『国語学大辞典』(東京堂出版、一九八〇年)の「ハングル」の項で、河野六郎氏が示したハングルのローマ字表記法。

⑦ 韓国檀国大学校附設東洋学研究所刊、影印『訓蒙字会』(一九七一年)所収「叡山本」による。「野」(上二丁裏)・「老」(上十七丁裏)・「浦」(上三丁表)の項。

⑧ 「大蔵請来二合船残録」に記す「フサンカキ」を『大日本史料』(第八編之十三、三三二頁)は、「釜山海」とし、堀池春峰氏は「釜山塚」とする(堀池 一九六〇「九五頁」)が、これは「釜山浦」である。

⑨ 宗家判物写「享保八年三根郷給人寺社足軽百姓御代々御判物写」木坂村社人岩佐平右衛門所持分。

⑩ 注⑦前掲『訓蒙字会』叡山本、「熊」(上十丁表)の項。

⑪ 高橋公明氏も、事典の項目「夷千島王」「高橋 一九九二」において、「野人」「野老浦」と朝鮮語での読みを記しているが、「オランカイ」と「ヤロカイ」の発音上の関係については、言及していない。

⑫ 兀狄哈の発音は、本文にあげた『龍飛御天歌』による。幹都里については、ハングルで表記した十五世紀頃の資料を見出しえないでいるが、「幹都里」のほかにも「幹乃里」「吾都里」「吾道里」なども表記されているので、幹都里の発音は、現代における読み方と同じく、エドリ○○○(オドリ)であったと考えられる。事典などでも幹都里を「エドリ」と読んでいる(李弘植編『韓国 国史大辞典』「女真」の項、韓国知文閣、一九六二年)。

- ⑬ 『世祖実録』六年正月丙午(二十八日)・丁未(二十九日)・二月辛未(二十四日)・三月戊寅(一日)条。
 ⑭ 『世祖実録』六年四月丁未(二日)条。
 ⑮ 『世祖実録』六年四月庚午(二十四日)条。

六 夷千島王使の派遣者

このように見てくると、夷千島王使の派遣者は、博多・対馬など北部九州の者とするのが妥当であり、さらに夷千島王使の上京実現に対馬島主宗貞国が関与していたと考えられること、また「野老浦」の表記が対馬の者なら知っている朝鮮語を用いて記されていると考えられること、それに加えて当時対馬島主をはじめとする対馬の人々が朝鮮通交権拡大のため様々な詐術を弄していた状況などを考え合せると、推測ではあるが私は夷千島王使の派遣者は対馬島人で島主宗貞国が後援していた可能性が高いと思う。

この推測をさらに裏付けてくれるのは、夷千島王使一行は、浦所到着後七カ月目によく上京したという事実である。しかも二船で渡航したうちの第一船だけの接待が許され、第二船は不許可のままであった(第三節、参照)。これは、一行がすんなりと朝鮮側に受け入れられたものではないことを物語っている。先にも述べたように、最初、朝鮮側が接待を拒否して帰国を命じたにもかかわらず浦所に強いて留まっていた、そこへ幸いにもやって来た国王使の口添えで、第一船に限って接待が認められて、国王使に伴なわれて上京したと考えざるをえないのである。

私は夷千島王の書契に、日本の北方の者では判らない、対馬の者が一

番よく知っていると考えられる知識や情報があることによって、使節派遣者を対馬島人と推定しているのであるが、逆に日本の北方の者が小浜などで、対馬島人からそれらの知識や情報を教わって、この書契を作成し使者を仕立てたということも絶対にありえないことではなからう。また、壹岐・博多方面の者も小浜まで往来しており、対馬島人ほどではないにしても朝鮮へ通交していたので、この地域の者が夷千島王の使節を仕立てる可能性も全くなかったとは言えない。しかし、もし北方の者や壹岐・博多方面など対馬以外の地域の者が使節派遣者であったとすれば、浦所へ到着して朝鮮から接待を拒否された場合、それでも七カ月も強いて留浦していたであろうか。最初に接待を拒否されたと言うことは、怪しげな者と朝鮮側が判断したからで、使節にもその旨告げられたはずである。たとえ強留して接待が認められ、使節の上京が許されたとしても、遣使の目的である大蔵経の入手は、まず無理である。そういう状況のなかで、本当に大蔵経入手を目的とした遣使であるならば、空しく浦所に七カ月も留まっているはずがないであろう。しばらくは留まって、接待してくれるよう請願を続けたとしても、そのうちに持参した食糧も心細くなり、やがてあきらめて帰国したと思われる(食糧については、朝鮮は接待を拒否し帰還を命じた時点で、規定に従って通常の過海料の半分を支給しようとしたはずであるが、夷千島王使船があくまでも接待を請願する姿勢を貫こうとする立場をとるからには、その受領を拒んでいた可能性が高いので、ここでは過海料は受け取っていなかったものとしておく)。ところが対馬の人々にとっては異なる事情があった。首尾よく大蔵経を入手できれば幸いであるが、出来なくても朝鮮から支給される過海料(渡航費)や留浦料(滞在費)で米を獲得するといふ第二の目的があったと考えられるのである。

ここで対馬の経済事情を簡単に説明すると、よく知られているように対馬には耕地が極端に少なく、米などの穀類を自給することがほとんど出来なかった。倭寇の最大の根拠地となったのもそのためで、朝鮮側も倭寇を防止するために種々の対策を設けていた。歳賜米豆といって無償で対馬島主に年間二百石の米豆を賜給したのを始め、島内の有力者や受職人にも、『海東諸国紀』の時点で、十二人に対して年間合計百五十石の米豆を賜給していた。また対馬で生活を維持できない島民が三浦に居住するのを許し(三浦恒居倭。一四七五年の調査では、三浦合わせて、四三〇戸、二、二〇九人)、^①対馬島民に三浦近海での漁業活動を許して、漁獲物を浦所において、朝鮮の人々の米穀類と交易するのを認め、また全羅道孤草島(現在の巨文島と考えられる)への出漁を認め(孤草島釣魚禁約による)、^②さらに対馬島民には島で生産した塩や対馬・孤草島などでとった魚を持って三浦へ行き朝鮮の民間人との間で米穀類を交易するのを公認していた(興利倭船による魚塩と米穀の交易)。^③いずれも朝鮮が対馬に対してだけ与えていた特殊権益である。対馬島民にとって島外から獲得する米は、まさに命の綱であったのである。

そこで、対馬の人々が少しでも多くの米を手に入れるために利用したのが、使船の乗員に朝鮮から支給される過海料と留浦料(給料とも言う)であった。朝鮮政府は、初期には倭寇懐柔のため平和な目的で渡航する使船を優遇し、過海料・留浦料もふんだんに支給していたが、やがて負担に耐えなくなつて次第に制限を厳しくしてゆき、過海料については、成宗二年(一四七二)に、片道の日数を対馬五日、壱岐十五日、九州・日本々国・琉球一律に二十日と定めた。^④留浦料については、日数が長くならないよう上京前と還浦後の滞在日数を定めていたが、成宗元年に改訂を加えきびしくした。^⑤支給対象となる人数についても成宗元年、大船

四十人・中船三十人・小船二十人(国王使船は実際の乗員数)で算出することに定めた。^⑥過海料・留浦料ともに一人当り一日米二升であった(『海東諸国紀』朝聘応接紀、過海料・留浦日限・使船大小船夫定額・給料の条にも、この規定内容を記す)。成宗元年に給料のために乗船人数を数えず、船の大きさ毎の定員で支給することにしたのは、それまで実際の乗員数で支給していた所、少人数で渡航して密かに恒居倭を乗り込ませて代点する弊害があったからである。ところが、この改革後は代点の弊の代わりに、小船で渡航して恒居倭所有の大船に乗換えて尺量(船のおおきさはかること)を受ける弊害が、早くも成宗五年までに発生しており、朝鮮から対馬島主宗貞国にきびしく取りしまるよう命じている。^⑦対馬島主に取り締りを命じたのは、そういうことをするのが対馬島人の使船であったからであるが、島人の使船ばかりでなく島主の使船も同様のことをしていた。成宗十年(一四七九)七月、柳子光が上啓して、対馬島主の使船は対馬から使節が乗って来た船とは別の恒居倭の大船である。恒居倭の大船が齋浦に四隻、釜山浦に四隻、塩浦に二隻あって、対馬島の使船はこの三浦の大船に乗換えて尺量を受ける。尺量にあたる辺将は賄賂を受けて結託しており、気付かぬふりをするどころか、同じ船であるのに長さを一尺加えたり減じたりして(船の長さ二十八尺〜三十尺が大船)偽わって報告し、同一船を代船として使っていることが露見しないよう協力していると言っている。^⑧島主をはじめとして対馬の人々が朝鮮からの米の入手にいかに熱心であったかが知られよう。

さて、夷千島王使の派遣者が対馬の者であったとすれば、浦所に長期間逗留しているも対馬から頻繁に往来している歳遣船や受職人の渡航船、興利倭船などに託して食糧を対馬から取りよせることが出来たはずである。また、ただ船上で無為に日々を送っていたというより、密かに

上陸して恒居倭の仕事(漁業・農業・密貿易など)を手伝ったり、自分達で魚をとって恒居倭の手で販売し米豆にかえてもらうなどで、口糊をしのぐに足る食糧の入手はおこない得たと考えられる。対馬にいても余乗生産物を生み出すことなど望むべくもなく、自らの生命を維持する食糧の確保すらむつかしい対馬の人々にとっては、浦所に長期滞在していることも、日本の他の地域の人々に較べれば、労働力の浪費ということにならなかつたであろう。

それでは夷千島王使船は、どの位の米を得ることが出来たであろうか。渡航した第一船と副船の大きさは記されていないが、いやしくも王の使船と称しているからには、二船とも大船であつたと考えられる。渡航した人数も不明であるが、朝鮮側は「夷千島主」として処置したので、給料は接待の四等級の一番下の諸酋使格で行なわれたと考えられ、給料対象人員は二船とも大船定員の四十人(もし、二等級か三等級で認定されていたとしても、同じく四十人)となる。米の種類は糙米(玄米)である。先にあげた規定によって計算すると、過海料は、(日本々国の二十日に準じたと考えられるので)二十日程として、第一船は全額の三二〇斗、副船は半額(接待されない船は半額支給)の一六〇斗で、合計四八〇斗となる。留浦料は、このような違格の使節の場合、王が接待を許可した日から帰国のため浦所を出港するまでの間が対象となる。正確な日数を割り出すのはむつかしいが、王の接待許可を三月十六日と推定し、釜山出港を国王使船と同日の五月二十九日^⑩として計算すると、留浦料は概算八八八斗となる。これを過海料の四八〇斗と合わせると計一、三六八斗となる。ただし、この数値は推定に基づいて算出したものであり流動的である。王の接待許可日には、前後、多少のずれがありうるので、それに伴って、留浦料に増減が生じうるし、また、夷千島王使は国王

使と同日に帰国せず、何かと口実をつけて出港を引き延ばし、留浦料かせぎをしていた可能性も大いにあり、その場合には、右の数値は、より大きくなる。

ところで、朝鮮の枴は、同じ単位の日本の枴にくらべて小さく、鶴園裕氏や田代和生氏の研究によれば、十五世紀においては、朝鮮の一斗は、日本の京枴では四升八合五勺余り、すなわち五升弱であつた。^⑪したがって、夷千島王使船が朝鮮から支給されたと推定した一、三六八斗の米は、京枴では六八四斗弱となる。また一人当り一日二升ずつの支給米は、京枴では一升弱となる。それでも一日にその三分の一も消費しなかつたであらうし、対馬の者であれば貴重な米をむざむざと食するようなことはないで、雑穀などを混ぜるなどして、出来るだけ沢山の米を残そうとしたであらう。この使節団は大蔵経こそ得ることができなかったが、相当量の米を持ち帰ったにちがいない。こうして入手した米は、対馬の人々にとっては、誠に貴重なものであつたが、もし他の地域の者であれば、それ程までして朝鮮から米を得る必要はなく、大蔵経を手に入れる望みがほとんどない絶望的な状況のなかで、数十人の成年男子が空しく異郷で日を送るよりは、速かに帰国して働らき、朝鮮からの支給米(この使節は幸い国王使が到来して接待が許可され留浦料も得たが、あくまでも拒否された場合は、規定の過海料の半分を得るだけだ)にまさる利益をあげる道を選んだにちがいない。この点からいっても、使節派遣者は対馬島以外の者とは考えにくく、対馬島人である可能性が最も高いと思うのである。

それならば使節派遣者を、なぜ対馬島主と考えないで、対馬島人とすのかという疑問もあると思われるので、その点について説明しておきたい。第一に島主は朝鮮から大蔵経を比較的入手しやすい立場にあり、

あえて大蔵経求請のため偽使を仕立てる必要がなかったと考えられる。早い時期のことであるが、島主宗貞茂が太宗十三年（一四一三）三月、朝鮮へ遣使して大蔵経を賜ったことを謝している。^⑭また太宗十六年（一四一六）八月にも宗貞茂の請により、朝鮮では大蔵経の賜給を決めている。^⑮次の島主宗貞盛も、宝徳四年（一四五二）に大蔵経を対馬の伊豆八幡宮（木坂八幡宮）へ寄進している^⑯ので、この頃朝鮮から入手したのであろう。そして夷千島王の朝鮮遣使当時の島主宗貞国も、それより少し後の成宗十八年（一四八七）二月、島内霊神へ奉納したいと朝鮮へ請い、一蔵を得ているのである。^⑰

第二には、夷千島王書契の文章が、藤田亮策氏も指摘しているごとく、拙劣である点があげられる。島主宗貞国が朝鮮へ送った書契と較べると、貞国の書契も和風漢文ではあるが、もう少し整っている。島主が夷千島王使を派遣したものとすれば、島主の書契作成をいつも担当している専門知識のある者が書いたであろうから、いまま少しきちんとした書き方になったはずである。もっとも夷千島国は扶桑とも言語が異なるという建前で夷千島王書契は書かれているのだから、あまりに日本的な書契でない方がよくて、わざと拙くしたと考えられなくもない。しかしながら「朝鮮国王殿下」と書くべき所を「朝鮮 殿下」としたり、朝鮮の宗主国である明の皇帝のみが用いうる「朕」の語をしきりに使うなど外交常識の欠如を露呈した表現が見られる所からすれば、やはり使節派遣者は、対馬島主よりは島人とするのが妥当であろう。

おそらく対馬守護代や郡守などの有力者が寺社への大蔵経奉納を思い立って、書契作成者および使節として宮内卿を雇い入れ、この使節派遣を実行したものであろう。書契に記された野老浦や夷千島に関する情報は対馬側から宮内卿に教え、仏教関係の事柄は宮内卿の知識によるもの

であろう。書契には高橋公明氏の指摘のごとく、「南閩浮州」という仏教的世界観を示す言葉が用いられ、また仏教東漸その他仏教関係のことが多く記されているので、宮内卿は仏僧か、そうでなくても仏教的教養をかなりもった人物と考えられる。なお、島主宗貞国は何故にこの使節派遣を後援したのかといえば、大蔵経がさらに一部対馬の寺社に寄進されれば、島主にとっても大変結構なことであるし、夷千島王使船の乗員として渡航した対馬島民が、過海料や留浦料を得れば、それだけ対馬の食糧事情が良くなるからである。

注

- ① 『成宗実録』六年三月辛亥（二日）条。
- ② 長節子「孤草島釣魚禁約」（網野善彦他編『海と列島文化 第三卷 玄海灘の島々』小学館、一九九〇年）参照。
- ③ 長節子「興利倭船の研究」（『朝鮮学報』四十四輯、一九九三年一月）参照。
- ④ 『成宗実録』二年八月丙寅（二十六日）条。
- ⑤ 『成宗実録』元年九月丙子（一日）条。
- ⑥ 『成宗実録』元年九月丙子（一日）・二年四月己酉（七日）条。
- ⑦ 『成宗実録』五年十一月辛酉（十日）条、礼曹答貞国書。
- ⑧ 『成宗実録』十年七月丁卯（十三日）条。長正統「中世日鮮関係における巨酋使の成立」（『朝鮮学報』四十一輯、一九六六年十月）。
- ⑨ 夷千島王使船の過海料の計算式は次の如くである。
 (1)第一番 40(人)×20(日)×2(往復)×2升=3,200升=320斗
 (2)副船 40(人)×20(日)×2(往復)× $\frac{1}{2}$ 升=1,600升=160斗
 合計 (1)+(2)=480斗
- ⑩ 国王使榮弘一行の釜山出港の日次は、「知恩院累代同姓記録」に「五月二九日、高麗国出船」とある（堀池 一九八五）。

⑩ 日次の確実なのは、夷千島王使の王都到着が四月九日、辞去が五月十二日

ということである。釜山からの上京日数は、規定上どの道路を通るかで異なり、短かくて十四日、長くて二十一日であるので、片道十五日かかったとし、

王の接待許可は三月十六日頃（釜山を出発したと推定される三月二十五日の九日前）に出たと推測した。そして国王使と同じ五月二十九日に釜山を出港したとすると、支給対象日数は七十四日となる（三月・四月とも大の月で三十日まで）。なお留浦料は使節上京中は留浦守船員を対象としている。宮内卿のほか何人上京したか不明であるが、多人数の上京は許されなかったであろうし（ちなみに国王使栄弘らは二十人上京）、上京者には王京滞在中は、諸酋使の場合、一人一日に中米（白米）三升のほか四升から六升程の豆の支給もあったので（『海東諸国紀』朝聘応接紀、京中日供条）、その分を込みにして、使節上京中も受給人数を四十人として計算した。また副船の留浦料については、四月二十五日に礼曹が折半給料を啓し、審議に当たった重臣から、このことについては、何ら反対意見が出ていないので、礼曹の啓のごとく実地されたと考えてよい。こういう場合は、支給開始日は、遡って第一船に合せたであろうから、副船にも一日一升宛で、七十四日分が支給されたと考えられる。そうすると第一船は五九二斗、副船は二九六斗で、計八八八斗となる。

(1)第一船 40(人)×74(日)×2升=5,920升=592斗

(2)副船 40(人)×74(日)× $\frac{1}{2}$ 升=2,960升=296斗

合計 (1)+(2)=888斗

⑪ 鶴園裕「李朝末期の度量衡」（東京大学東洋文化研究所『東洋文化研究所紀要』九九、一九八六年二月）三十頁。田代和生「対馬藩の朝鮮米輸入と『倭館枘』—宗家記録『斛一件覚書』からみた朝鮮米の計量法—」（『朝鮮学報』百二十四輯、一九八七年七月）三十頁。

⑫ 『太宗実録』十三年三月辛巳（二日）条。

⑬ 『太宗実録』十六年八月己卯（二十日）条。

⑭ 『対馬紀事附録抄書・一切経之銘文及目録之類』。長節子『中世日朝関係と

対馬』（吉川弘文館、一九八七）十四・十五頁参照。

⑮ 『成宗実録』十八年二月丁丑（七日）・三月己酉（九日）条。

七 夷千島と野老浦との地理的關係記事の解釈

最後にとりあげておかなければならないのは、夷千島王書契に記す「朕国雖卑拙、西裔接貴国、謂之野老浦、雖蒙聖恩、動致返逆」という記事の解釈である。この記事は、日本の北辺から大陸方面にかけての独特の認識であるとして、使節派遣者を安東（安藤）氏に比定する説の大きな論拠となっていた。このうちの野老浦（オランカイ）が、朝鮮に対して時に反逆的であるという部分については、先に第五節(二)で、朝鮮への渡航頻度の高い対馬や北部九州の通交者の容易に知り得る知識であることを述べたので、残る問題は、夷千島の西辺が野老浦で朝鮮と接しているというのを、どう解釈するかということである。私は、使節派遣者を対馬島人であると考えるものであるが、この部分の解釈いかんでは、この説は成り立たなくなる恐れもある。

そこで従来の解釈の当否について、検討しておく必要がある。この記事を、使節派遣者に安東（安藤）氏を比定する根拠としている主な論者は、高橋公明・海保嶺夫・村井章介の諸氏である。

高橋公明氏は、書契に記された仏教東漸の記述（西から朝鮮・扶桑・夷千島と位置付けていると解釈）と、夷千島と野老浦とが接しているとの記述（東から夷千島・野老浦・朝鮮と位置付けていると解釈）を合わせると、全体として、円環的に日本海を囲む地域が存在していると認識していることになるとし、これは日本列島北部における現実の交易活動が、対岸の沿海州地域にも及んでいることを反映したものと理解した。

そして、日本列島北部の交易活動の主役であった安東（安藤）氏の存在を前提として、「夷千島王」が創作されたとするのである。「高橋 一九九二」。

海保嶺夫氏は、「西裔接貴国」を「西端は朝鮮と陸続きである」「西端が朝鮮とつながっている」と述べたものとし、それを「勢力圏」や「国境」が「朝鮮と接している」と解釈した。「海保 一九八七・一九八九・一九九〇」。以前には、「夷千島王国と朝鮮王国とが国境を接しているとするのは、当事者である朝鮮国王に対して述べている点から考え、野老浦なる地点で、両国民の交流が日常的に行なわれていることを敷衍したものであり、その地の住民が反朝鮮的であるという事実を知っているのも、その地と夷千島との間に日常的な交流のあった証拠である」としたが「海保 一九八七」、最近では「勢力圏が直接朝鮮と接しているとする点は、山丹交易ルートで得た知識」としている。しかし、これを記しているのは、「北方交易と中世蝦夷社会」という論文において、「『夷千島王』の謎」という小見出しのもと、「十三湊からは日本海を横断して大陸への通路が開けていた可能性が強い」という書き出しで、それを実証するものとして、まず考古学的側面（北海道南部・津軽地方で多量の中国からの渡来銭・中国製陶磁器が出土したこと）から、その可能性を述べ、ついで夷千島王の遣使を紹介し（発信者を渡党の盟主的地位にあった安東氏の政季とする）、最後に『看羊録』の記事をあげ（後述）、結論として「中世蝦夷地の南部に渡党の人々は、西日本との流通のみならず、日本海を越えて大陸と直接に交渉を持っていたと考えられる」という文章の中である。「海保 一九九〇」。これからみると海保氏は、やはり、蝦夷地の人々は、日本海を越えて大陸と直接に交渉を持っていたと考えていると受け取れる。

村井章介氏は、書契に記す夷千島と野老浦が接しているとの記事を、「日本海が閉じた円環をなしている」という地理的認識と解し、このような認識は、沿海州方面との交易（山韮交易）にたずさわっていたアイヌのものとしてふさわしく、「（野老浦）雖蒙聖恩、動致叛逆」という情報と共に、アイヌから安藤氏が得たものであり、従って使節派遣者は、安藤氏であるとしたのである。「村井 一九八五・一九八七C」。

ところで、今日では「接する」という語の、文字通りの意味は「くっついている」ということであるが、かつてはもっと広義に解されていたようである。この書契より相当以前の例であるが、至元三年（一二六六）八月日付で、フビライが日本へ服従を呼びかけた有名な「蒙古国牒状」^①には、「朕惟自古小国之君、境土相接、尚務講信修睦」と言って、日本の朝貢を促している。「境土相接」する小国とは、中原に覇権を確立した中華の帝国に対する近隣諸国という程の意味であろう。ここでは蒙古帝国と「境土相接」しているにもかかわらず、講信修睦しない日本をとがめているのであるから、両者の間に海があっても「相接している」とらえているわけである。また、夷千島王書契と同じ時代に朝鮮の申叔舟が撰進した『海東諸国紀』（一四七一年成立）の序に、日本の地形について「其地始於黒龍江之北、至于我濟州之南、与琉球相接」と記している。日本と琉球との間に広大な海が存在していることをよく知っていた申叔舟が、日本と琉球が「相接する」と言っているのである。この場合、日本と琉球は海をはさんで相対しているという意味である。

このような用例からみて、夷千島王書契の場合も、北海道の西辺と朝鮮に属する野老浦とが、海をはさんで相対する位置にあるということであろう。実際に夷千島（北海道）の西辺にある渡島半島と、野老浦（オランカイ）の居住する豆満江下流域は、約七〇〇キロメートルの日本海

をはさんで同緯度上にある。かつて倭寇が猛威をふるった高麗末期には、その足跡は、朝鮮東北部の北青(咸鏡南道)・端州(端川、同道)にまで及んでいた。^③海を舞台に活動する対馬の人々は、先祖が朝鮮半島東海岸地帯に関して知り得た知識は伝承していたであろう。対馬の人々は、当時も朝鮮半島の南部へは頻繁に渡航しており、一方、日本列島の少なくとも若狭までは北上して、交易活動を行っていたのであるから、日本海をはさんだ夷千島と野老浦(豆満江下流域)のおよその位置関係を知っていたとしても、不思議ではない。高橋氏や海保氏のように、夷千島と野老浦が接しているという地理的な記述を理解するために、あえて両地の住民の直接交流・交易を想定する必要はないのである。

なお、海保氏は中世、日本北部と大陸との間に直接交流のあったことを示す史料として、「豊臣秀吉の朝鮮侵略で太閤軍に捕われた姜沆は、『倭奴常にいふ。奥州より直に朝鮮の東北に渡るべし。道路絶近なり』(『看羊録』)と記し、奥州と朝鮮との間には、直通の海上通路があるとしている」(『海保 一九九〇』)とするが、実は『看羊録』はこの記事に続けて「而北海風高、疑不敢渡云」と記している。つまり奥州から朝鮮へ(海上を行けば)直通で大変近いが、北海は風が高いので、恐れて敢えて渡らないと倭人は言っているのであって、そういう場合、「直通の海上通路がある」とは言えないのである。

また海保氏は北海道南部・津軽地方で多量に出土した中国からの渡来銭・中国製陶磁器の出土状況は、渡党の範囲とも言うべき道南・奥羽北端が、中世国家とは別個の独自の物資流通手段を所有していたことを裏書きするもので、渡党蝦夷の地域と大陸方面との直接交流の可能性が想定できるとし、十三湊からは、日本海を横断して大陸への通路も開けていた可能性が強いとするのであるが、この見解に対してはいくつかの疑

問がある。

まず、大陸側の積出し港の問題である。日本海を横断して、十三湊と往来するとすれば、朝鮮半島北部の東海岸の港ということであろうか。しかし、李氏朝鮮時代の十五・十六世紀に関して言えば、朝鮮はこの地域へ日本船が近付くことを厳禁しているし、それ以前にも、そういうことが行なわれていたことを示す資料はない。あるいは朝鮮領より北方の沿海州の港かも知れないが、日本との間に貿易船が往来していれば、時には朝鮮東海岸に漂着することもあったであろうが、そういう記録も朝鮮にはない。

また輸送の問題がある。中国における陶磁生産地の多くは中国南部である。日本の北部へ輸出するためとしても、きわめて重量物の陶磁器を、はるばる大陸内を陸路北上して、日本側の港に近いうところまで輸送するということは、常識的にも考えにくいことである。やはり、道南・津軽地方で出土した中国製陶磁器も、従来言われているように、中国での生産地に近い寧波・泉州などの港から西日本へ船載され、日本国内の交易ルートを通じて、この地方もたらされたと考えざるべきであると思う。道南・津軽地方から出土した中国の銭貨についても日本へもたらされたルートは同様で、この地域の豊富な物資を近畿地方など他地域で交易した結果、集積されたものであろう。

少なくとも夷千島王の朝鮮遣使の行なわれた十五世紀において、日本北部から日本海を横断して、直接大陸へ渡航していたと言うのは無理であろう。

次に、村井氏が、野老浦は朝鮮王の恩恵を蒙っているのに反逆的であるという情報を、山韃交易に携わるアイヌから安藤氏が得たとする点はどうであろうか。当時から近世におけるのと同じような山韃交易と呼ぶ

べきものがあつたとしてよいのか、よくわからないが、あつたとすれば沿海州南部からウスリー江をくだってアムール河に合流し、アムール河下流へくだり、ついで樺太にそって海峡を南下し、さらに道南または津軽の安藤氏の所まで達するには、三、〇〇〇キロメートル以上の道程である。この間、言語を異にする多数の人々が、順次、交易に携わつていかに違いなく、野老浦の動向についての情報が、正確な形で（書契の記事は正確）、このような遠隔地の安藤氏の所までもたらされたと考えるのは、無理ではなからうか。この情報はあえて山靱交易ルートによるとしなくても、第五節(口)で述べたように日本から朝鮮へ赴き、ソウルで当の野老浦（オランカイ）を目のあたりにする使節（大部分が対馬を主とする北部九州の者）が、ソウルで入手したとするほうが自然であろう。

また、村井氏は、書契に記す夷千島と野老浦が接しているという記事を、「日本海が閉じた円環をなしている」という地理的認識と解したが、そのように言えるのだろうか。「接する」の意味を今目的に解釈すれば、夷千島と野老浦によって、日本海は「閉じた円環」を形成しているということになるが、実際には、北海道（夷千島）と沿海州（村井氏は野老浦を沿海州方面とする）との間の海は相当広大で、両地によって「閉じた円環」が形成されているとは、とても言えない。日本海が「閉じた円環」であると言えるのは、樺太によって大陸との間の海が、北上するにつれて次第に狭まり、樺太北部でアムール河口辺ときわめて接近しているという地形によってであろう。村井氏もアムール河下流域を環日本海地域の構成要素としている「村井 一九八五」とすれば、村井氏も樺太北部とアムール河口辺でもって、日本海の「閉じた円環」が完成すると理解しているわけである。つまり村井氏の言う「日本海が閉じた円環をなしている」という地理的認識とは、樺太北部とアムール河口辺によつ

て、形成されるものである。

しかし、夷千島王書契には樺太北部もアムール河口も登場せず、単に夷千島と野老浦が接しているというだけであり、この記事によって「日本海が閉じた円環をなしている」という地理的認識を言うのは無理である。「日本海が閉じた円環をなしている」ことは事実であるが、書契の記事から、それを言うことはできない。書契の記事を村井氏のごとく「日本海が閉じた円環をなしている」という地理的認識と解することが出来ないとするれば、この情報を山靱交易にたずさわるアイヌから安藤氏が入手したとして、夷千島王使の派遣者を安藤氏とした村井氏の説も、おのずから成り立たなくなるであろう。

書契の記事は（先にみたように、「接する」を当時の用法によって解釈すれば）、夷千島と野老浦が、単に日本海をはさんで相對していると解され、それは山靱交易に携わるアイヌでなくても、先に述べたように対馬の人々でも持ち得た知識であろう。書契に記す北方地域に関する地理的記事の情報源を沿海州方面との山靱交易に携わるアイヌと考える必要はなからう。

私は、この書契の作成者（使節の派遣者）を対馬島人と考えるものであるが、この人物は、朝鮮と直接利害関係のない遠方の者は接待しないという朝鮮側の方針を知っていたために、野老浦（オランカイ）をもち出して、夷千島を朝鮮に関係づけ、朝鮮が手を焼いている彼等の討伐を申し出ることによつて、朝鮮の歓心を買ひ、大蔵経入手を有利にしようとしたのである。

注

① 東大寺尊勝院所蔵。

② 『海東諸国紀』日本国西海道九州之図・琉球国之図および琉球国紀、道路里数の条、参照。

③ 『高麗史』卷百三十五、列伝四十八、辛禡三(辛禡王十一年)条。『高麗史節要』卷三十二、辛禡十一年(一三八五)八月・九月条。『津田左右吉全集』第十一卷(岩波書店、一九六四年)所載「第十一図 倭寇地図」参照。

おわりに

本稿は、一九九四年九月に一応成稿したが、紙幅の都合で、第五節以下を本号にまわしたものである。その後、夷千島王の朝鮮遣使に関する論文がいくつか出たので、とくに新らしい説ではないが、最新のものであるので、とりあげて検討しておきたい。それは、『岩波講座 日本通史』所収の二編と、『中世都市十三湊と安藤氏』所収の二編である。

佐々木史郎氏は、「北海の交易―大陸の情勢と中世蝦夷の動向」という論文において、「渡島・津軽地方と沿海州南部との間に海路と陸路による直接の接触が有りえたことは、一四八二年の『夷千島王』の『朝鮮国王』宛書簡やルイス・フロイスの『日本史』、豊臣秀吉の朝鮮出兵の時に日本側の捕虜となった姜抗^{〔沈〕}の見聞録である『看羊録』などの記述が証明している〔海保 一九八七〕。夷千島王の書簡によれば、津軽・渡島の渡党は、『オランカイ』の名で知られる沿海州あたりの住民が時に隣接する朝鮮北部国境地帯に侵入して略奪をしたことまで知っていた」(『岩波講座 日本通史 第十卷 中世四』三三六頁。一九九四年十一月)としている。津軽・渡島地方と沿海州南部との間に直接の接触がありえたとする点は、海保嶺夫氏の説に全面的に拠ったものであるが、少なくとも「夷千島王」の朝鮮国王宛書簡および『看羊録』の記述から、そのように

言うのは無理であることは、第七節で明らかにした通りである。

また、津軽・渡島の渡党は、オランカイが朝鮮北部に侵入して略奪していたことを知っていたとする点は、確かに書契にはオランカイの朝鮮に対する反逆的な動向を記してはいるが、書契の主(使節派遣者)が、津軽・渡島方面の者であることが確実であるならば、そのように言うことも出来ようが、本稿でこれまで推定したように、使節派遣者が日本北部の者でないとするれば、渡党の人々がオランカイと朝鮮との関係を知っていたと、この書契を拠る所にして言うことは、出来ないであろう。

松崎水穂氏は「北方からの視座―上ノ国・浪岡」という論文の第五節「勝山館と北方交易」において、勝山館に「一四八五年(文明十七)に樺太を経て「銅雀台瓦硯」がもたらされ、江戸時代も松前藩の藩庫に保管されていたということ」を記したのに続けて、「近年、『李朝実録』中の『夷千島王遐叉』が朝鮮に使者を送り『大蔵経』を求めた記事が目され〔海保 一九八六。網野 一九九〇〕、その使者の宮内卿を松前氏二代蠣崎光広と示唆する説もある〔村井 一九八八〕と記し、夷千島王の朝鮮遣使を他の事例とともに蝦夷島を含めた北方世界における盛んな交易活動の一面を示すものと、とらえている(『岩波講座 日本通史 別巻二 地方史研究の現状と課題』一二九頁、一九九四年十二月)。

このような記述からみると松崎氏は、夷千島王の派遣者が勝山館の關係者である可能性を想定しているようである。松崎氏が典拠とした網野善彦氏の論文は、夷千島王を「上ノ国あたりの首長」(勝山館は上ノ国町にある)としている(第二節、参照)。

使節宮内卿を蠣崎光広と示唆する説というのは、村井章介氏が、夷千島王の派遣者を安藤氏としたうえで(第二節、参照)、「ちなみに『松前家譜』によれば、安藤氏配下の道南館主のひとり蠣崎氏(のちの松前氏)

の二代光広（一四五六一一五一八）は、一時期『宮内少輔』と名のついていたという」と言っているのを指したものである。もし、使節宮内卿は蠣崎光広であることが出来れば、使節派遣者を安藤氏とする村井説の、あるいは勝山館関係者（勝山館々主であるとすれば、当時の館主は蠣崎光広の父武田信広であるとされる）と想定する松崎説の有力な傍証となりうるわけである。

しかし、『寛政重修諸家譜』巻第百五十四所収の「松前家譜」に記すところでは、蠣崎光広は、本当かどうかはわからないが、永正十五年（一五一八）に六十三才で死去したと言うから、夷千島王の遣使の頃は、二十才半ばの若者である（第一節で述べたように、夷千島王使が朝鮮に到着したのは、一四八一年八月であり、夷千島から出発したとすれば、遅くとも一四八〇年頃には途についたはずである。一四八〇年当時の光広は二十五才である）。外国への使節となるには若すぎるし、またアイヌ民族との抗争に明け暮れていた館主の子息が、漢文で文章を書く教養を身につけていたとは考えにくい（第一節でみたように、夷千島王の書契は使節宮内卿の筆跡で書かれていたし、また宮内卿はそれと同筆の私書を礼曹に呈してもいる。さらに光広が「松前家譜」に記すごとく、宮内少輔を名乗ったことが本当であったとしても、「松前家譜」にはその時期を記しておらず、村井氏も言うように、それは一時期というだけで、いつ称したかは不明である。夷千島王の遣使当時に、光広が宮内少輔と称していたかどうかは、わからないのである。

ただ、年若い者は外国への使節とならないとは限らないし、光広が漢文の教養がなかったとも断定できない。また夷千島王使派遣当時、光広は宮内少輔と称していたかも知れないので、それらの点は一応おくとしても、なお光広を使節宮内卿と考えることの出来ない理由がある。

それは、宮内卿が礼曹から夷千島の形勢を問われた際に、混乱した説明しか出来ず、ついに自分はこの島に行ったことがないと白状しているからである（第一節、参照）。勝山館々主の子息である光広は、その近辺で育ったにちがいないく、夷千島に行ったことがないなどということは、ありえないのである。松前氏二代蠣崎光広が、使節宮内卿である可能性はないと言えよう。

『中世都市十三湊と安東氏』（一九九四年十二月）は、一九九三年十月に青森市で行われた第十四回歴史フォーラム「遺跡にさぐる北日本—中世都市十三湊と安藤氏—」市浦シンポジウム」の記録であるが、遠藤巖氏は、「東アジアの国際情勢の中で」において、明帝国成立後の冊封体制の世界秩序では、明帝国も朝鮮国も、北海の蝦夷は日本国に隷属すべき存在であるという、日本国家側の主張をあらためて共通認識としており、征夷大將軍足利氏が日本国王として認可されるには、征夷の実をあげることを前提条件としていたほどであったとする。そして日本国王足利義政と共に朝鮮国に使節を遣した「夷千島王遐叉」の問題も、この国際情勢のもとで読みとる必要があると言っている（一五六・一五七頁）。夷千島王遐叉の朝鮮遣使について、これだけではわかりにくいが、遠藤氏は以前にもこの件について述べているので、それによって見ると、「朝鮮側では夷千島の島主が『夷千島主』であること、つまり日本国王のもとで蝦夷沙汰を担う立場の者が存在したことを認めた」「朝鮮国に対して『夷千島王』を主張し、王ではなく島主としてながら現実に日本国王下の蝦夷沙汰担当者たることを承認された『遐叉』」（ひのもと將軍覚書）『遠藤 一九九二』六一一・六一四頁）とか、「朝鮮は『夷千島王遐叉』の朝鮮遣使の際も、対馬国主宗氏らと同様の日本国王に従属する『夷千島』の「島主」として認定し対応している」（『北の押え』の系譜）

〔遠藤 一九九二・二八九・二九〇頁〕との記述がある。

遠藤氏は、朝鮮の答書の宛名に「夷千島主」とあることをもって、朝鮮が遐又を「夷千島島主」と認定し、蝦夷沙汰担当者たることを承認したとするが、これは夷千島からの書契と進物を受けとった以上、偽使であつても待遇し、返書しなければならぬという朝鮮側の外交姿勢から、地方領主なみの接待上最下級の四等級に格付けして扱ったことを示しているに過ぎない。当時の朝鮮政府の高官らが、夷千島について何の知識も持っていなかったことは、夷千島王使の処遇をめぐる重臣らの会議での意見や、答書に「夷千島の有無について、これまで聞いたことがない」と記していることから明らかである(第一節、参照)。この使節を朝鮮では、明らかに偽使として処置したのであるから、遠藤氏のごとく、朝鮮は遐又(遠藤氏は安東師季とする)を「夷千島」の「島主」として認定したなどと言うことは出来ないのである。

遠藤氏のように、この一件を安東氏の蝦夷沙汰の国際的承認ととらえることは無理であり、また、あえて国際情勢と関連させて論ずる必要もあるまい。

次に川添昭二氏は、右と同じ書物に「十三湊と博多」という論文を寄せて、十三湊は国際貿易港であった可能性が高いと言われているが、対外貿易を常態とした博多と同じレベルで論じることには、慎重でありたいとし、そのことと関連して安藤氏の遣使かと言われている夷千島王遐又の朝鮮への遣使もそのまま事実と見るには疑問が多く、長節子が夷千島王使の派遣者は対馬島人で島主宗貞国が後援していた可能性が高いと推測していることに注意しておきたいと述べている(『中世都市十三湊と安藤氏』二三三頁)。川添氏は長の説に肯定的であるので、格別問題とする点はない。

さて、夷千島王の朝鮮遣使に関する従来の研究では、本稿でとりあげて検討・批判したこと以外にも、いろいろなことが言われて来た。その主なものをあげると、まず、使節派遣者を安東(安藤)氏とする前提のもとに、この史料によって安東(安藤)氏の性格を論じたものがある。その代表的な論者は海保嶺夫氏で、夷千島王の書契は、「夷千島王」(安東政季とする)が「扶桑」||中世国家とは別個の主権者であることを明確にしているとし、安東氏の幕府権力からの独立性を強調した「海保一九八七」。

また、平川新氏も、室町期の安東氏には、朝鮮遣使の動向などから、地域的独自性が強いと思われるとしている「平川 一九九三」。

一方、遠藤巖氏は、遐又が「王」と称したという側面だけを取りあげて夷千島を領する独立性の強い存在だと評価する傾向を批判し、先にもふれたが、夷千島王の朝鮮遣使を、日本国王に従属して蝦夷沙汰を担う安東氏の存在が、朝鮮からも承認されたものとした「遠藤 一九九二」。

次に、伊藤喜良氏は、使節派遣者を誰であるか特定してはいないが、「夷千島王」と称し朝鮮へ遣使したことから、「日本国王に対抗しようとするような津軽から蝦夷地にかけての『独立権力』が存在していたとみることも可能」としている「伊藤 一九八五」。同じく網野善彦氏も、これも先にふれたが、「夷千島王」のように上ノ国あたりの首長を王と呼ぶ意識があるとし、東北の北部・北海道南部の自立性・独立性とのかかわりを論じた「網野 一九九三」。

これらは、安東(安藤)氏と中央国家ないし室町將軍との関係や東北北部・北海道南部の独立性・自立性を論じたものである。このように言うには、この使節を派遣した者が、安東(安藤)氏であるとか、東北北部から北海道南部にかけての支配者であることを前提としているわけだ

が、そのような前提が成立しえないことは、先にみた通りである。

この史料から基本的に言えることは、「夷千島王」はアイヌ民族の支配者という想定で偽使が仕立てられているということであろう。ただし、肩書に「王」を名乗っているからといって、アイヌ民族の独立的な王国があったと考える必要はない。「王」であれば、朝鮮から大蔵経求請の願いが叶えられやすいし、日本国王に準じた接待が期待できたから、「王」の肩書を付したままでのことである。

この使節派遣者を対馬島人とする私の考えが認められるとすれば、日本列島の西の端に位置する対馬の者が、東の端に位置する夷千島のアイヌ民族の存在を知って、それをモデルに偽使を創作したというのは、大変興味深いことである。当時盛んになって来た日本列島における広域にわたる人の交流や物資の流通が、それを可能としたのである。

十五世紀後半、対馬の人々は、さまざまの手段を講じ、詐術を弄して、朝鮮との通交権を拡大し、少しでも多くの権益を朝鮮から引き出そうとする傾向を、益々強めていた。この夷千島王の朝鮮遣使一件は、(使節派遣者を対馬島人とする説が認められるならばのことであるが) そのような対馬の動向の一端を示すものとして位置付けることができよう。

夷千島王の朝鮮遣使関係論文・文献

この一件に多少とも言及した論文・文献を研究論文、啓蒙的なものにかかわりなく、管見の限りではあるが掲げた。第一号で見落としていたもの及び第一号以後に刊行されたものを加えた。

堀池春峰 「中世・日鮮交渉と高麗版蔵経——大和・円成寺栄弘と増上寺高麗版

——」(『史料』四三卷六号、一九六〇年九月)。

藤田亮策 「朝鮮史渉雑記(二)」(『朝鮮学報』十八輯、一九六一年一月)。後に同氏著『朝鮮学論考』(藤田先生記念事業会、一九六三年)に収録。

高橋公明 a 「夷千島王遐義の朝鮮遣使について」(『年報中世史研究』六号、一九八一年五月)。訂正・加筆して(b)に再録。

b 「夷千島王遐義の朝鮮遣使について」(北海道史研究会『北海道史研究』二八、一九八一年十二月)。

c 「夷千島王」(『日本史大事典』第一卷、平凡社、一九九二年十一月) 八六〇頁。

海保嶺夫 a 「中世」北方史よりみた『夷千島王』の朝鮮遣使」(北海道史研究会『北海道史研究』二八、一九八一年十二月)。

b 「夷千島王」の対朝鮮交渉——幕藩制成立以前における夷千島・扶桑・朝鮮王国の「国」意識——」(『地方史研究』一八〇、一九八二年十二月)。後に加削・訂正し、(c)に収録。

c 「近世蝦夷地成立史の研究」第二部第四章「中世蝦夷の対外通交——『夷千島王』の対朝鮮交渉を中心に——」三一書房、一九八四年七月)。

d 「列島北方史研究ノート」北海道出版企画センター、一九八六年。

e 「中世の蝦夷地」(吉川弘文館、一九八七年四月) 一四二—一四三・一七八・一九四—二〇一・二五五・三〇六頁。

f 「夷千島王の朝鮮遣使」(菊地徹夫・福田豊彦編『よみがえる中世4 北の中世 津軽・北海道』平凡社、一九八九年八月)。

g 「北方交易と中世蝦夷社会」(網野善彦他編『海と列島文化 第一巻日本海と北国文化』小学館、一九九〇年七月) 二六六—二六九・二七一—二七二頁。

h 「蝦夷の蜂起はなぜ起ったか」(峰岸純夫・池上裕子編『新視点 日本

の歴史』第四巻、新人物往来社、一九九三年六月) 一〇一頁。

網野善彦 a 「地域史研究の一視点——東国と西国——」(佐々木潤之介・石井進編

- 『新編日本史研究入門』東京大学出版会、一九八二年三月)一〇一・一〇二頁。
- b 『東と西の語る日本の歴史』(そして、一九八二年十一月)二〇・二一・二二・二五・二六頁。
- c 『東国と西国 地域史研究の一視点』(同氏著『中世再考 列島の地域と社会』日本エディタースクール出版部、一九八六年四月)。これは(a)論文を改題したもの。
- d 『日本論の視座』(『日本民俗文化大系 第一巻 風土と文化』小学館、一九八六年五月)。
- e 『北国の社会と日本海』(網野善彦他編『海と列島文化 第一巻 日本海と北国文化』小学館、一九九〇年七月)一六頁。後に(h)に収録。
- f 『日本社会論の視点』(同氏著『日本論の視座』小学館、一九九〇年十一月)四一頁。これは、(d)論文を補筆、修正し改題したもの。
- g 『日本海の海上交通と海の領主』(北海道・東北史研究会編『海峡をつなぐ日本史』三省堂、一九九三年七月)一三頁。
- h 『日本社会再考——海民と列島文化』(小学館、一九九四年七月)。
- 村井章介 a 『中世日本列島の地域空間と国家』(『思想』七三二号、一九八五年六月)。後に(d)に収録。
- b 『中世における東アジア諸地域との交通』(朝尾直弘他編『日本の社会史 第一巻 列島内外の交通と国家』岩波書店、一九八七年一月)。
- c 『朝鮮に大蔵経を求請した偽使について』(田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年四月)。後に『倭人海商』の国際的位置——朝鮮に大蔵経を求請した偽使を例として——と改題して(d)に収録。
- d 『アジアのなかの中世日本』(校倉書房、一九八八年十一月)。
- 大石直正 a 『中世の奥羽と北海道——『えぞ』と『日のもと』——』(北海道・東北史研究会編『北からの日本史』三省堂、一九八八年五月)七二・七三頁。
- 六頁。
- b 『北の海の武士団・安藤氏』(網野善彦他編『海と列島文化 第一巻 日本海と北国文化』小学館、一九九〇年七月)三一八―三一九頁。
- 遠藤 巖 a 『蝦夷安東氏小論』(『歴史評論』四三四、一九八六年六月)。
- b 『安藤・秋田氏』(『地方別 日本の名族』一 東北編I) 新人物往来社、一九八九年二月)九七・九八頁。
- c 『ひのもと将軍覚書』(『小川信先生古稀記念論集 日本中世政治社会の研究』続群書類従刊行会、一九九二年三月)六〇九―六一四頁。
- d 『北の押え』の系譜』(『荒野泰典・石井正敏・村井章介編』『アジアのなかの日本史II 外交と戦争』東京大学出版会、一九九二年七月)。
- e 『東アジアの国際情勢の中で』(国立歴史民俗博物館編『中世都市十三湊と安藤氏』新人物往来社、一九九四年十二月)。
- 関 周一 a 『中世後期の蝦夷・蝦夷沙汰——安藤氏の位置をめぐる——』(山形県立米沢女子短期大学一九九二年度共同調査研究報告書『東北の地域史と民衆』一九九三年二月)。
- b 『中世『対外関係史』研究の動向と課題』(歴史人類学会『史境』二八号、一九九四年三月)。
- 小林清治 『中世の安東(安藤) 秋田氏』(『三春町歴史民俗資料館編』『安東・秋田氏展』一九八五年三月)。
- 伊藤喜良 『中世の蝦夷問題』(『日本歴史大系2 中世』山川出版社、一九八五年五月)三四六頁。
- 紙屋敦之 『中世日本の境界』(『週刊朝日百科日本の歴史15 中世II』④海 環シナ海と環日本海』(朝日新聞社、一九八六年七月)。
- 菊地徹夫 『蝦夷(カイ) 説再考』(『史観』二二〇、一九八九年三月)。
- 関 幸彦 『津軽の雄族・安東氏』(菊地徹夫・福田豊彦編『よみがえる中世4 北の中世 津軽・北海道』平凡社、一九八九年八月)。
- 『沈黙の中世』編集部『沈黙を破る北の中世』(網野善彦・石井 進・福田豊彦

『沈黙の中世』平凡社、一九九〇年十月）七四頁。

平川 新 「系譜認識と境界権力——津軽安東氏の遠祖伝承と百王説——」(『歴史学研究』六四七、一九九三年七月)。

長 節子 「夷千島王遺叉の朝鮮への遣使にみえる『野老浦』」(『地方史研究』二四四、一九九三年八月)。

佐々木史郎 「北海の交易——大陸の情勢と中世蝦夷の動向」(『岩波講座 日本通史 第十卷 中世四』岩波書店、一九九四年十一月)。

松崎水穂 「北からの視座——上ノ国・浪岡」(『岩波講座 日本通史 別巻二 地方史研究の現状と課題』岩波書店、一九九四年十二月)。

川添昭二 「十三湊と博多」(国立歴史民俗博物館編『中世都市十三湊と安藤氏』新人物往来社、一九九四年十二月)。